

# 小城市タイムライン(1次案)へのご助言・ご意見について

## 1. 小城市タイムライン(1次案)へのご助言・ご意見について

小城市タイムライン1次案(資料3-2)を基に、以下の2つの視点でご助言・ご意見をお願いします。

- ①基礎的自治体として必要と考える行動
- ②関係機関が自治体を支援するための行動

## 2. 記入の仕方

- 「行動項目記入表」に行動項目等を1行に1項目ずつ記入してください。
- 記入は、デジタルデータへの入力、又は、紙に直接記載されてもかまいません。なお、デジタルデータは本日配布したCDに含まれています。
- 以下の事項に留意して各項目の記入を行ってください。

※1「区分」:「基礎的自治体」、又は「関係機関」の区別を記入してください。

例) 市、消防、警察、自衛隊 等

※2「行動項目」:追加(あるいは実施)する行動内容が分かるよう記載してください。

※3「タイミング」:記入して頂いた行動がタイムライン上のどの時点で実施するかを把握するために、下図のNo.を選んで記入してください。

※4「行動のきっかけ」:記入した行動を開始するための“きっかけ”を記入してください。

※5「所要時間」:行動の実行に必要と考えられる時間を記載してください。なお、最も一般的なタイムラインとするため、平日の昼間をイメージしてお答えください。

※6「行動完了時点の制約条件」:記載した行動を完了する時点で、制約を受けると考えられる条件があれば記載してください。

例) 避難勧告・避難指示が発令される前に活動を終了する 等

行動フローの想定シナリオ	No.	基準時間	市民対策部
風接近 ・気象情報 ・台風説明会	1	-72h	・遺体収容場所の事前確認(30分) ・遺体袋ブルーシートの確保(60分) ・情報収集内容(様式)の決定(30分) ・がれき置場の確保(120分)
	2	-48h	
		-24h	・西佐賀水道から設備状況連絡(10分) → 西佐賀水道へ連絡

資料3-2の「No」欄から該当するタイミングの番号を選択し記入してください。たとえば基準時間-72hのタイミングの場合は、「1」を、-48hの場合は「2」を記載してください。

### 3. ご助言・ご意見の送付について

ご記入頂きましたご助言・ご意見を下記まで送付願います。

紙に記載された場合は郵送又はスキャンしたデータをメールにて送付を、デジタルデータへ入力された場合は、メールにて送付いただきますよう、お願い致します。

※ **送付期限：平成 27 年 1 月 9 日（金）まで**

※ **宛先**

パシフィックコンサルタンツ株式会社 防災危機管理部

担当：中島

〒163-6018

東京都新宿区西新宿六丁目 8 番地 1 号 住友不動産新宿オークタワー22F

TEL：03-59898411 FAX:03-5989-8419

Mail: H26takeo\_keikaku@ss.pacific.co.jp

※セキュリティ等の理由により民間への送付が不可能な場合は以下の宛先  
にお願いします。

国土交通省九州地方整備局 武雄河川事務所 防災情報課

担当：西田 貢治

〒843-0023

佐賀県武雄市武雄町大字昭和 745

TEL：0954-23-5175 FAX:0954-23-6927

Mail: nishida-k8910@qsr.mlit.go.jp